

## 施肥体系緊急転換対策事業実施要領

### 第1 事業の内容

#### 1 対象とする取組等

##### (1) 対象とする取組

施肥体系緊急転換対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第2の1の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める取組は、以下のとおりとする。

なお、より確実な効果を得る観点から、アの(ア)と(イ)の取組は一体的に実施するものとする。

##### ア 地域モデル実証事業

(ア) 土壌診断の実施及び診断結果に基づく効率的施肥の指導、地域における施肥コストの低減に向けた推進体制を強化するための取組

(イ) 土壌診断結果に基づく確実な施肥設計の見直しに加え、新たに開発・実用化された効率的施肥や局所施肥等に係る技術の導入、ペレットたい肥等の低利用資源の効果的活用など、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証の取組

##### イ 広域支援事業

(ア) 肥料コスト低減につながる新たに開発・実用化された施肥効率化の技術や肥料等の情報を収集・分析し、電子媒体や研修会等を通じて発信する全国段階の取組(以下、「技術情報等収集・提供事業」という。)

(イ) エコファーマーの全国ネットワークを立ち上げ、情報の共有と技術の向上を図る取組。また、エコファーマーに対するこども、消費者及び実需者等の理解と関心を増進させ、環境保全への貢献に対する意識の醸成を図る取組(以下、「エコファーマーネットワーク整備事業」という。)

(ウ) 低コストな肥料の生産・供給を行うために必要な肥料銘柄の集約や広域的な流通拠点の整備、徹底した土壌診断を行うための体制の整備及び地域で発生する下水汚泥や家畜排せつ物等の未利用・低利用資源を効果的に肥料利用するための取組(以下、「肥料コスト低減環境整備事業」という。)

##### (2) 事業の実施期間

要綱第2の2の生産局長が別に定める取組毎の実施期間は以下のとおりとする。

ア 地域モデル実証事業、エコファーマーネットワーク整備事業及び肥料コスト低減環境整備事業は、単年度で完了するものとする。

イ 技術情報等収集・提供事業は、施肥体系緊急転換対策事業の実施期間中、継続して実施できるものとする。

##### (3) 達成すべき成果目標

ア 地域モデル実証事業の取組により、事業実施地域において事業実施年度の前年より2割以上、化学肥料の施用量又は肥料費を低減させる技術体系を確立する。

イ 技術情報等収集・提供事業の取組により、施肥コスト低減技術のデータベース

を構築し、毎年 100 件以上のデータを収集・蓄積する。

ウ エコファーマーネットワーク整備事業の取組により、エコファーマーの認定数が 1 県あたり 1,800 件（全国の認定件数の約 1/100）以上の都道府県からの加入者があるエコファーマーの全国ネットワークを構築する。

エ 肥料コスト低減環境整備事業の取組に当たっては、その取組内容に即して、次のいずれかを選択する。

（ア） 事業の対象とした肥料の販売価格を同等の成分の肥料と比べて 5 %以上低減する。

（イ） 事業実施地区における土壌診断の実施件数を 2 割以上増加させる。

（ウ） 事業実施地区における未利用・低利用資源由来の肥料の供給量を 2 割以上又は 100 トン程度増加させる。

#### （4）目標年度

本事業の目標年度は、地域モデル実証事業及び肥料コスト低減環境整備事業については、事業終了年の翌年度、技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業については事業年度とする。

## 2 事業実施主体

実施要綱第 2 の 3 の生産局長が別に定める事業実施主体は、次に掲げる者とする。

（1）地域モデル実証事業については、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）、その他農業者の組織する団体及び組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。以下同じ。）とする。ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体及び組織については、構成員に 3 戸以上の農家を含むこととする。

（2）技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業については、全国を対象として活動する民間団体等とする。ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。

（3）肥料コスト低減環境整備事業については、農業協同組合連合会、民間団体及び普及指導機関や試験研究機関等が参画する団体とする。ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。

## 第 2 事業の実施基準

### 1 補助対象とする取組及び補助率

（1）補助の対象とする取組及び補助率は、下表のとおりとする。ただし、事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中の取組については対象としない。

（2）整備事業を実施する場合は推進事業と一体的に行うものとする。ただし、下表④

の取組のうち、高性能土壌診断装置の整備については、この限りでない。

対象となる取組	具体的取組(対象となる主な経費)	補助率
地域モデル実証事業 ①地域モデル実証事業	<p>推進事業</p> <p>ア 導入技術や実証成績の検討等に係る検討会の設置・運営(委員謝金・旅費、その他事務費)</p> <p>イ 土壌診断の実施及び診断結果に基づく施肥設計の見直しの指導(簡易土壌診断装置の購入、診断用試薬等消耗品類の購入、処方箋作成・施肥設計等用パソコンソフトの購入、診断等補助者賃金、施肥指導者育成のための研修旅費)</p> <p>ウ 肥料コスト低減技術の導入実証(実証に必要な装置等の購入(上限額 200 万円未満のものに限る。）・借上げ、実証に必要な資材の購入、栽培管理作業の委託、実証効果調査等補助者賃金)</p> <p>整備事業</p> <p>肥料コスト低減技術の導入実証における目標達成のために必要な下記の装置・機械の導入</p> <p>① 実証に必要な装置(下限額 200 万円以上のもの)</p> <p>② 畝立同時施肥機</p> <p>③ 灌注施肥機</p> <p>④ その他地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械</p>	<p>ア、イは定額、ウは 1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
広域支援事業 ②技術情報等収集・提供事業	<p>推進事業</p> <p>ア 肥料コスト低減に関する技術情報等の収集(文献検索・購入費、先進地調査旅費・謝金)</p> <p>イ 技術情報等の分析・整理等のための専門家会議等の開催・運営(謝金・旅費、会議開催に係る事務費・補助者賃金)</p> <p>ウ 整理・分析した技術情報等の発信(情報誌の原稿作成・印刷・発送、ホームページの</p>	<p>定額</p>

	<p>運営・掲載等に係る経費、補助者賃金)</p> <p>エ 技術情報等周知のための全国研修会の開催(会場借料、資料印刷費、講師謝金・旅費、その他会議開催に係る事務費・補助者賃金)</p>	
③エコファーマーネットワーク整備事業	<p>推進事業</p> <p>ア 全国ネットワーク設立のための企画検討委員会の開催・運営(謝金・旅費、会議開催に係る事務費・補助者賃金)</p> <p>イ ブロック別担当者説明会の開催(会場借料、資料印刷費、謝金・旅費、その他説明会開催に係る事務費・補助者賃金)</p> <p>ウ エコファーマーへの全国ネットワークへの参加募集活動(広報用資料の作成・印刷・発送、ホームページの運営・掲載等に係る経費、相談窓口設置に係る経費・人件費、その他参加募集活動に係る事務費・補助者賃金)</p> <p>エ 情報共有・技術向上のための全国交流会・技術研究会の開催(謝金・旅費、会場借料、ほ場借料、バスの借上げ費、資料印刷費、外部講師出席謝金・旅費、その他交流会・研究会開催に係る事務費経費・補助者賃金)</p> <p>オ 普及啓発のための交流活動(エコファーマー派遣に係る経費・謝金・旅費、その他交流活動に係る経費・補助者賃金)</p>	定額
④肥料コスト低減環境整備事業	<p>推進事業</p> <p>ア 地域内の銘柄集約や流通拠点の集約を図るための調査・検討の実施(アドバイザー会議出席謝金・旅費、実態等調査謝金・旅費、会議開催に係る事務費)</p> <p>イ 広域流通拠点の整備(肥料流通拠点施設やフォークリフトの借上げ費)</p> <p>ウ 地域未利用資源等の有効利用に向けた調査・検討(学識経験者等会議出席謝金・旅費、資源賦存状況・肥料化技術等調査謝金・旅費、会議開催に係る事務費)</p> <p>エ 地域未利用資源等由来肥料の周知・普及</p>	1 / 2 以内

	(広報用資料作成・配付に係る経費、説明会開催に係る経費)	
	整備事業	1 / 2 以 内
	ア 地域の土壌診断実施体制を強化するための高性能土壌診断装置(処理能力が高く(おおむね 100 点/日の分析が可能)省力的な土壌診断システム)の整備	
	イ 広域流通拠点の整備に当たっての肥料流通拠点施設(長期間にわたって施設内に資材が滞留することのない一時保管的な施設に限る。)の整備	
	ウ 地域未利用資源等の肥料利用に必要な装置等の整備	

## 2 補助対象とする経費

- (1) 補助対象とする経費は次に掲げるものとする。
- (2) 補助対象者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じる月極の給与、退職金、賞与(ボーナス)その他の各種手当)及び事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費については対象としない。

区 分	内 容
施設整備費	広域流通拠点の整備に当たって必要となる肥料流通拠点施設の整備に要する経費
機械費	上表①及び④の整備事業において導入する機械・装置の導入、据付・調整に要する経費
設備備品費	設備(上記機械費で導入するものを除く)及び物品の購入、据付・調整等に要する経費
消耗品	事業執行に必要な資材、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に要する経費
旅費	現地における情報等の収集・調査の実施、会議や説明会、技術研究会、研修会、交流会等への参加及び講師派遣等に要する経費

謝金	情報分析や検討会等における専門的知識の提供、調査等の協力者等に対する謝礼に要する経費
賃金	土壌診断の試料調製や診断に係る作業の補助、実証成果の調査、情報収集、資料の整理、その他業務の補助等のために雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	機械又は器具の保守、修繕、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等に要する経費
委託費	地域モデル実証事業における栽培管理作業の委託、広域支援事業における推進事業の業務の一部の委託等に要する経費
その他	設備の賃借料（リース料又はレンタル料）、技術研究等に係るほ場の借上料、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車借上料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費

### 第3 事業の実施等の手続

#### 1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、要綱第3の1の事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、地方農政局長等（北海道、技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業の事業実施主体にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、地域モデル実証事業及び肥料コスト低減環境整備事業を実施する場合にあつては、次に掲げるすべての項目を、技術情報等収集・提供事業及びエコファーマーネットワーク整備事業を実施する場合にあつては、アの項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
  - ア 取組の内容が本事業の目標に沿っていること
  - イ 取組の内容が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと
  - ウ 整備事業を実施する場合にあつては、利用計画に基づく施設及び装置の利用が確実であると認められ、かつ、施設及び装置の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること
- (3) 事業実施主体は、事業実施計画について重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとする。なお、重要な変更とは次に掲げるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 施設の新設又は廃止

## 2 費用対効果分析の実施

本事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について生産局長が別に定めるところにより、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

## 3 事業の着手・着工について

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手又は着工（機械の発注を含む。）するものとする。

(2) 事業実施主体は、整備事業に着工するときは着工届（別紙様式第2号）により、速やかにその旨を届け出るものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手又は着工する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手（着工）届を別紙様式第3号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手又は着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手、着工年月日及び交付決定前の着手（着工）届の文書番号を記載するものとする。

(4) (2) のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 4 事業の実施報告

(1) 要綱第3の2の(1)の事業実績報告は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度の翌年度の7月末日までに別紙様式第4号により行うものとする。

(2) 要綱第3の2の(2)の報告は、別紙様式第5号により行うものとする。

## 5 証拠書類の保管

事業実施主体は、4の事業実績の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管し、地方農政局長等からの求めがあった場合には提示しなければならない。

## 第4 事業の評価

### 1 事業評価の実施

要綱第4の1の報告は、別紙様式第6号により成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

### 2 地方農政局長等による事業評価

要綱第4の2に基づく地方農政局長等による事業評価は以下のとおり行うものとする。

- (1) 地方農政局長等は、報告を受けた成果報告書の結果について、検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合性を確認するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。
- (3) 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では成果報告が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に対して報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

## 第5 他の施策との関連

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づく取組の着実な推進に努めるものとする。なお、地域モデル実証事業の事業実施主体にあつては、事業で整備した装置・機械を利用する農業者から、目標年度までに1回以上、環境規範に基づく点検シートの提出を受け、点検の実施を確認するものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによる。

附則 この要領は平成21年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

施肥体系緊急転換対策事業実施計画（変更）承認申請書

〔農林水産省生産局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

住所

事業実施主体名

代表者氏名 印

施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請する。

（注）関係書類として、別紙様式第1号の「施肥体系緊急転換対策事業実施計画書」を添付すること。

(別紙様式第1号)

実施年度	平成	年度
------	----	----

施肥体系緊急転換対策事業実施計画（実績報告）書  
（地域モデル実証事業）

事業実施主体名：

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要

市町村名：	地区名：	事業実施主体の構成戸数：	戸
実施地区内の主要品目及び作付面積	： ha、	： ha、	計 ha (注)

(注) 計は実施地区において作物作付を予定している経営耕地面積の総計を記入する。

3 事業の内容  
(1) 取組の概要

事業対象作物名	取組の概要				成果目標 (実績)			備考
	取組農家戸数 (戸)	作付面積 (ha) 及び筆数 (筆)	導入実証を行う技術等名	土壌診断実施点数 (点)	現状の施肥量又は肥料費の概数 (kg/10a、円/10a) ①	事業終了後の施肥量又は肥料費 (kg/10a、円/10a) ②	肥料コスト削減率 (%) $(① - ②) / ① \times 100$	
		ha ( 筆 )		点	kg (円)	kg (円)	%	

(注) 1. 「土壌診断実施点数」は、土壌診断だけでなく、診断結果に基づき施肥設計及び効率的施肥の指導という一連の行為が行われることをもって1点とする。(以下、同じ)

2. 成果目標の「施肥量」、「肥料費」は化学肥料(有機入り)の化成肥料、配合肥料も含むに係るものとし、施肥量は含有される窒素、りん酸、加里の成分の合計とする。  
(肥料費を成果目標とする場合には、「事業終了後」の肥料費の算定は事業実施に利用した肥料年度の価格を用いて行うこと)

また、「現状」と「事業終了後」の施肥量又は肥料費の低減の内訳がわかるよう、その根拠となる資料を別添様式例1を作成し添付する。

(2) 導入技術等に関する検討会の開催

検討会等の構成・員数	開催年月	検討内容
計名	平成 年 月	
	平成 年 月	
	平成 年 月	

(3) 土壌診断結果に基づき施肥設計の見直しに向けた取組

① 土壌診断の実施

対象作物名	実施時期	実施方法(該当するものに○)			土壌診断実施点数	備考
		導入する簡易診断装置	既存施設の活用	他機関に外注 その他		
	平成 年 月				点	

- (注) 1. 土壌診断は本事業により実施するものについて記入する。既に自らの取組等として土壌診断を実施しているものがある場合は、その点数を備考欄に記入する。  
 2. 実施点数は、窒素、りん酸、加里の含有量等、適切な施肥設計に必要な基本項目のすべてを分析したものを1点とする。  
 3. 実施方法で、その他を選択した場合は、備考欄に具体的な方法を記入する。

② 診断結果に基づき処方箋・施肥設計書の作成及び施肥指導の実施

処方箋等作成及び施肥指導実施点数 (注)	処方箋等作成方法(該当するものに○)			施肥指導の実施者	施肥指導の方法(該当するものに○)			備考
	導入するソフトを活用	他機関に外注	その他		集会等の場で指導	戸別に訪問して指導	郵便・電話等で指導	
点								

- (注) 1. 処方箋等作成方法、施肥指導の方法で、その他を選択した場合は、備考欄に具体的な方法を記入する。  
 2. 「処方箋等作成及び施肥指導実施点数」は「土壌診断実施点数」と原則、一致させるものとする。(一致しない場合は、その理由を備考欄に記入)

③ 施肥指導者育成研修計画（実績）

開催時期	招集範囲	研修概要

(4) 新技術等の導入実証の取組

対象作物名	実証面積	実証技術等名	実施期間	左記技術等の導入を行うこととした理由・背景	実証技術等の概要及び具体的な取組内容	期待される効果	備考
	ha		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				

4 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当初事業内容及び処分内容

- (注) 1 補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入することも当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。  
 2 該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。  
 3 該当する施設がある場合には、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。  
 4 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合は受ける予定においても記入することも当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

4 事業費の内訳

取組	区分	事業内容	事業量 (単価、回数、台数、人数等)	事業に要する 経費	完了予定年月 日 (完了年月 日)	負担区分			備考
						国庫補助金	自己資金	その他	
推進事業	1	〇〇費		円	年 月 日	円	円	円	
	2	〇〇費							
整備事業		計							
		計							
		合計							

(注) 1. 「区分」は要領第2の2の表の区分とする。

2. 「事業内容」は要領第2の2の表の「補助対象とする経費」の内容とし、積算根拠が分かるように記載する。

3. 機械・装置等の導入・整備は、見積書(2社以上)及びカタログを添付し、積算根拠が分かるもののメーカー名・機種名を備考欄に記入する。また、機械・施設等の借上げ及び作業の外注・委託については、その委託先等の名称を備考欄に記入する。

4. 事業の一部を委託する場合にはその委託契約書(案)(または写し)を添付する。

5. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかな場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」)を記入すること。

6. 整備事業を実施する場合には、要領第3の2に基づき、費用対効果分析結果を添付すること。

7. 推進事業においては要領第2の1の表の①のア、イ、ウの事業順に記載すること。

8. 計画申請時と実績報告時で変更のあった箇所については変更点が明確となるよう見え消しで記入するものとする。

(別添様式例 1)

現 状				事業終了後									
肥料名	単 価 (円/kg)	施肥量 (kg/10a)	成分換算施肥量 (kg/10a)			肥料費 (円/10a)	肥料名	単 価 (円/kg)	施肥量 (kg/10a)	成分換算施肥量 (kg/10a)			肥料費 (円/10a)
			窒素	りん酸	加里					窒素	りん酸	加里	
計							計						
<small>うち化学肥料によるもの</small>				<small>うち化学肥料によるもの</small>									

- 注) 1. 肥料費の欄は化学肥料(有機入り)の複合肥料も含む)についてのみ記入すること。  
 2. 施肥量は実際に施用する肥料の実数値とし、たい肥、緑肥、その他有機質肥料についても記入すること。成分換算施肥量は、これらの肥料から当該作において期待される肥料成分量の概数を記入すること。  
 3. 「事業終了後」の肥料費の単価は、事業実施に利用した肥料年度の単価を記入すること。

(記入例)

現 状				事業終了後									
肥料名	単 価 (円/kg)	施肥量 (kg/10a)	成分換算施肥量 (kg/10a)			肥料費 (円/10a)	肥料名	単 価 (円/kg)	施肥量 (kg/10a)	成分換算施肥量 (kg/10a)			肥料費 (円/10a)
			窒素	りん酸	加里					窒素	りん酸	加里	
磷加安 484 号	96	30	4.2	5.4	4.2	2,880	磷加安 484 号	96	23	3.2	4.1	3.2	2,208
珪酸加里	106	40		8	8	4,240	珪酸加里	106	30	6		6	3,180
NK 化成	78	10	1.7		1.7	780	NK 化成	78	10	1.7		1.7	780
							たい肥		1000	1	1.3	3	
計			5.9	5.4	13.9	7,900	計			5.9	5.4	13.9	6,168
			5.9	5.4	13.9	7,900	うち化学肥料によるもの			4.9	4.1	10.9	6,168

- 注) 1. 肥料費の欄は化学肥料(有機入りを含む)についてのみ記入すること。  
 2. 施肥量は実際に施用する肥料の実数値とし、たい肥、緑肥、その他有機質肥料についても記入すること。成分換算施肥量は、これらの肥料から当該作において期待される肥料成分量の概数を記入すること。  
 3. 「事業終了後」の肥料費の単価は、事業実施に利用した肥料年度の単価を記入すること。

実施年度	平成	年度
開始年度	平成	年度
最終予定年度	平成	年度

**施肥体系緊急転換対策事業実施計画（実績報告）書**  
**（技術情報等収集・提供事業）**

事業実施主体名：

1 全体計画

実施主体名	全体計画 (実績)		年次計画 (実績)				負担区分		備考		
	事業内容	事業費 千円	前年度まで 事業内容	事業費 千円	当該年度 事業内容	事業費 千円	事業内容	次年度以降 事業内容		事業費 千円	国庫補助金
		千円		千円					千円	千円	千円
合計											

(注) 1 備考欄に事業実施期間(〇〇年度～〇〇年度)を記入すること。

2 事業の目的

--

3 事業実施体制

事業実施主体の設立年月	事業実施主体の構成人数	事業実施主体の活動状況

- (注) 1. 事業実施主体の組織図等事業実施主体の体制がわかる資料を添付すること。  
2. 事業実施主体の今までの主な活動(特に取組事業や事業テーマに関する取組実績)や今後の活動について記入すること。

4 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

5 調査・検討概要

調査時期	調査場所	調査人数	調査事項	調査方法	備考

6 専門会議の開催計画（実績）

開催時期	検討会等の構成・員数	検討内容
	計名	
	計名	
	計名	

7 周知・普及概要

資料名	発信媒体	作成時期	作成部数	配布対象	内 容	備 考

(注) ホームページによる普及を図る場合には、「作成部数」、「配布対象」は空欄とし、備考欄に当該ホームページのアドレスを記入する。

8 全国研修会の開催計画（実績）

開催時期	招集範囲	研修概要

9 事業費の内訳

取組	区分	事業内容	事業量 (単価、回数、台数、人数等)	事業に要する経費	完了予定年月日 (完了年月日)	負 担 区 分		備 考
						国庫補助金	その他	
推進事業	1	〇〇費		円		円		
	2	〇〇費						
	計							

(注) 1. 「区分」は要領第2の2の表の区分とする。

2. 「事業内容」は要領第2の2の表の「補助対象とする経費」の内容とし、積算根拠が分かるように記載する。

3. 事業の一部を委託する場合にはその委託契約書（案）（または写し）を添付する。

4. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」）を記入すること。

5. 計画申請時と実績報告時で変更のあった箇所については変更点が明確となるよう見え消しで記入するものとする。

実施年度	平成	年度
------	----	----

施肥体系緊急転換対策事業実施計画（実績報告）書  
（エコフアーマーネットワーク整備事業）

事業実施主体名 :

第1 事業計画（実績）総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫補助金	自己資金	その他	
計		千円	千円	千円	

(注) 1. 「事業内容」の欄には、公募要領第2に掲げる事業の内容を記載してください。

2. 「計」の「備考」欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載してください。

3. 記載欄については、適宜拡張して必要事項を記載してください。ページ数が増えどもかまいません。(以下同じ)

第2 事業の目的

--

(注) 公募要領第2に掲げる事業の内容に即し、応募者が本事業の実施を通じて解決を図る課題等を記入してください。

第3 本事業の実施体制

実施体制	担当する項目	組織名・所属・役職・氏名
総括責任者		
会計担当		
〇〇担当		
〇〇担当		
〇〇担当 (分担事業者)		
〇〇担当 (分担事業者)		

(注) 事業代表者だけでなく、本事業に関わる分担事業者、事業支援者等、事業内容と整合が取れている内容で記入してください。

第4 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法 (実績)	
成果目標の達成状況	

第5 事業の内容

1 企画検討委員会の設置

(1) 構成員

氏名	所属・役職	専門分野	備考

(2) 企画検討委員会の開催 [1の(1)]

開催時期	開催場所	検討内容	備考

(注) [ ] は、公募要領第2「事業の内容」の項目。以下同じ。

(3) 企画内容 [1の(2)]

--

(注) 全国ネットワーク設立までの取組概要、エコファーマーへの訴求内容等を記載してください。

2 ブロック別説明会の開催 [1の(3)]

ブロック名	開催時期	開催場所	参加見込人数	備考

(注) ブロック毎に別の表にして下さい。

3 エコファーマーに対する全国ネットワークへの参加募集活動概要 [1の(4)]

--

(注) 募集案内チラシの作成（作成部数）、広報紙等への掲載、現地説明会への要請対応等、エコファーマーに対して参加を呼びかけるための活動内容を記載してください。

4 相談窓口の設置及びホームページの開設 [1の(5)]

--

(注) エコファーマーからの相談に対する対応方法、ホームページの掲載内容（構成）等を記載してください。

5 全国交流会・技術研究会の開催〔1の(6)〕

行事の名称	趣 旨	企 画 内 容	
開催時期	開催場所	主な参加者及び参加見込人数	備 考

(注) 行事の名称ごとに、別の表にして下さい。

6 その他のエコフアーマー組織化の取組〔1の(7)〕

実施時期	取組内容	取組が必要な理由	備 考
------	------	----------	-----

7 普及啓発活動〔2の(1)〕

実施時期	対象者	活 動 内 容	備 考
------	-----	---------	-----

(注) イベント等を開催される場合は、「活動内容」欄に、開催予定場所、参加見込み人数等も記載して下さい。

8 その他の普及啓発の取組〔2の(2)〕

実施時期	取組内容	取組が必要な理由	備 考
------	------	----------	-----

第6 年間スケジュール

事項	月別実施計画												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

(注) 第4に記載した項目について、それぞれ年間の活動計画が分かるように記載してください。

第7 本事業の実施後の取組み

実施年度	主な取組内容	目指す成果
平成22年度		
平成〇〇年度		
平成〇〇年度		

(注) 1. 本表は、平成22年度以降、本事業により立ち上げたネットワークを支援する取組（自己財源、会費収入等による。）を予定している場合に記載してください。

2. 目指す成果の欄には、年度ごとに実現を目指す成果について具体的に記載してください。

第8 事業費の内訳

区分	事業内容	事業費 (単価、回数、数量、人数等)	事業に要する 経費	完了予定年月日 (完了年月日)	負担区分			備考
					国庫補助金	自己資金	その他	
1 〇〇費			円	年 月 日	円	円	円	
2 〇〇費								
合計								

(注) 1. 「区分」は要領第2の2の表の区分とする。

2. 「事業内容」は要領第2の2の表の「補助対象とする経費」の内容とし、積算根拠が分かるように記載する。

3. 事業の一部を委託する場合にはその委託契約書(案)(または写し)を添付する。

4. 備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」)を記入すること。

5. 計画申請時と実績報告時で変更のあった箇所については変更点が明確となるよう見え消しで記入するものとする。

## 第9 添付資料

1 応募者の定款、寄附行為、規約、会計処理規程、財務諸表(最新のもの)の写し

2 過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料(様式任意)

3 本実施計画書の記述内容を保管する資料、関係資料(様式任意、提出可能なもので可)

実施年度	平成	年度
------	----	----

施肥体系緊急転換対策事業実施計画（実績報告）書  
（肥料コスト削減環境整備事業）

事業実施主体名：

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要

事業実施主体の設立年月	事業実施主体の構成人数	事業実施主体の活動状況

3 事業の詳細とその具体的な成果目標及び取組

事業の内容	
具体的な成果目標及び取組	
目標	
具体的な取組の内容	
具体的な数値等	
目標数値決定根拠	
事後評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）	

4 整備事業実施計画（実績）詳細（推進事業での機械・施設の借り上げの場合も含む。）

ア 規模決定基礎等  
ア 規模決定基礎

※規模決定（導入する機械の能力、台数、施設の規模、処理能力、付帯施設の能力、数量等）をした計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、収穫期間、出荷期間、利用計画、機械・施設等の能力、既存の機械・施設の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ 事業実施予定場所等

事業の内容（施設等名）	導入予定場所	面積（㎡）	取得方法	取得（借り上げ時期）	備考

(2) 機械・施設の整備状況及び利用計画等  
ア 既存の機械・施設の利用状況

事業の内容（機械・施設名等）	受益農家戸数	処理量（ha、t、点数）	規模・能力	仕様	事業費	利用の状況に関する説明	
						利用率（%）	

- 1 整備使用とする機械・施設に関連する既存施設・機械について記入する。
- 2 「利用率」の欄は計画時点の処理量に対する現況処理量で表す。（利用率＝実際の使用÷計画目標）
- 3 「利用の状況に関する説明」の欄には、既存の機械・施設がありながら新設の機械・施設を導入する理由を簡潔に記述する。
- 4 施設整備においては、既存施設と新設施設の関係について概念図を添付する。
- 5 土壌診断施設を利用する場合には、「処理量」の欄には一日あたりの処理点数及び1年当たりの処理点数を記入する。

イ 機械・施設の利用計画

施設・機械名	利用期間		利用日数		月別利用計画（実績）												年間処理量	備考						
	現在	目標	現在	目標	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月								

- 1 既存施設及び導入・借り上げを行う機械・施設について記載すること。
- 2 共同利用施設についてはその具体的内容（作業体系）を記述すること。共同利用機械については稼働面積（ha）等を記入し、必要に応じて作業体系図等を添付すること。

ウ 機械・施設の施行方法及び施工業者選定方法の計画

施行方法	
施工業者選定方法	
入札（競争見積）による場合	指名業者選定の考え方
	指名候補業者名
	入札立会予定者
随意契約による場合	随意契約を選択する理由
	価格の適正性の判断基準
	候補業者名

- (注) 1 記入にあたっては、「農業・食品産業競争力強化支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いの制度について」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知）第1に注意すること。
- 2 工種毎（土木工事、建築工事、製造請負工事等）で施行方法が違う場合は、工種毎に区分して記入すること。
- 3 「施行方法」欄は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」、「代行施行」のいずれかを記入すること。
- 4 「施工業者選定方法」欄は、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「代行施行」のいずれかを記入すること。
- 5 「指名業者選定の考え方」欄は、指名競争入札又は代行施行による競争見積を予定する場合に、どのような基準及び条件によって業者を指名するのか、考え方を記入する。
- 6 「指名候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における指名候補業者名をすべて記入する。
- 7 「入札立会予定者」欄は、行政機関（都道府県及び市町村）から入札への立会が予定されている場合に入札立会予定者の所属及び役職名を記入する。
- 8 「随意契約を選択する理由」欄は、随意契約を選択する合理的理由を記入する。
- 9 「価格の適正性の判断基準」欄は、随意契約価格が適正であることをどのように判断するのかを記入する。
- 10 「候補業者名」欄は、当該事業の計画策定時点における候補業者名を記入する。

エ 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費 (千円)	財産処分 承認年月日	当初事業内容及び処分内容

- (注) 1 補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入することにも当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- 2 該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- 3 該当する施設がある場合には、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- 4 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合または受ける予定においても記入することにも当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

5 推進事業実施計画詳細  
 (1) 検討会の開催

検討会等の構成・員数	開催年月	検討内容
計 名	平成 年 月	
	平成 年 月	

(2) 調査・検討概要

調査時期	調査目的及び概要	調査結果の活用法	備考

(3) 周知・普及概要

広報資料名	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

注) ホームページによる普及を図る場合には、「作成部数」、「配布対象」、「配布対象」は空欄とし、備考欄に当該ホームページのアドレスを記入する。

6 事業費の内訳

取組	区分	事業内容	事業量 (単価、回数、人数等)	事業に要する経費	完了予定年月日 (完了年月日)	負担区分			備考
						国庫補助金	自己資金	その他	
推進事業	1	〇〇費		円	年 月 日	円	円	円	
	2	〇〇費							
	計								
整備事業									
	計								
	合計								

- (注) 1. 「区分」は要領第2の2の表の区分とする。
2. 「事業内容」は要領第2の2の表の「補助対象とする経費」の内容とし、積算根拠が分かるように記載する。
3. 機械・装置等の導入・整備は、見積書（2社以上）及びカタログを添付し、導入するものメーカー名・機種名を備考欄に記入する。また、機械・施設等の借上げ及び作業の外注・委託については、その委託先等の名称を備考欄に記入する。
4. 事業の一部を委託する場合にはその委託契約書（案）（または写し）を添付する。
5. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額については「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国庫補助金〇〇円」）を記入すること。
6. 整備事業を実施する場合には、要領第3の2に基づき、費用対効果分析結果を添付すること。
7. 計画申請時と実績報告時で変更のあった箇所については変更点が明確となるよう見え消しで記入するものとする。

番 号  
年 月 日

〔農林水産省生産局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥体系緊急転換対策事業着工届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり着工しますので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	

注：工程表を添付すること。

番 号  
年 月 日

〔農林水産省生産局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥体系緊急転換対策事業交付決定前着手(着工)届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手(着工)することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手(着工)から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業実施主体	施設区分	事業量	事業費	着手(着工)予定年月日	完了(しゅん功)予定年月日	理由

平成 年 月 日

施肥体系緊急転換対策事業実績報告書

〔農林水産省生産局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）の規定により関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別紙様式第1号の「施肥体系緊急転換対策事業実績報告書」を添付すること。

施肥体系転換緊急対策事業実績報告書

(※農林水産省) 生産局長 殿

地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として、施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）の事業実績報告書を添付すること。

地方農政局長の場合は（※）を省略。

施肥体系転換緊急対策事業成果報告書について

〔農林水産省生産局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥体系緊急転換対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知）第4の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

第1 事業の内容

項 目	取 組 内 容

（注） 事業実施計画時に提出した項目、取組内容を記載すること。

第2 事業の実施期間

事業開始日	事業完了年月日

第3 事業の成果

具体的な取組内容	
成果目標の内容	
成果目標の達成状況	
事業の実施による効果	

（注） 「成果目標の内容」の欄については、事業実施計画書を転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。